

新潟県の入札・契約制度に対する意見・要望

新潟県では、第三次建設産業活性化プラン～地域の守り手として輝き続ける建設産業～の実現を目指して、県内建設業界の置かれている厳しい現状を踏まえて、これまでも債務負担の活用による工事の平準化等、各種の入札・契約制度の改善施策に取り組まれており、当協会としても高く評価しております。しかしながら、建設業界の喫緊かつ最重要課題である担い手の確保・育成には、将来にわたって希望が持てる業界として、また働きやすい職場として若者に選ばれる環境整備が必要であり、そのためには雇用環境の一層の改善を図るとともに受注環境の更なる改善による経営基盤の強化が必要不可欠です。

当協会員が今後も地域の守り手として安定的・持続的に経営できるよう、引き続き、入札・契約制度の改善に向けた積極的な取組をお願いします。また、入札・契約制度の改善が進んでいない市町村に対しては、あらゆる機会を通じ入札・契約制度の改善を強く働きかけるようお願いします。

具体の意見・要望は、次のとおりです。

1 工事の平準化の推進と適切な工期設定

新潟県は、冬季（12月から3月）は風浪や降雪など気象条件が悪いため、工事が施工困難となることから、春先（4月から6月）の天候が安定する時期に本格的に施工できるよう平準化を進めることは、効率的な技術者配置や生産性向上につながり、企業の経営安定には必要不可欠です。

こうしたなかで、一昨年度より、新潟県土木部が平準化対策として9月県議会や12月県議会における二か年債務負担行為の活用や国の交付金事業に対応した県単債務（ゼロ県債）の設定に積極的に取り組まれてきたことは大いに評価するものです。しかしながら、現状は、いまだに年度末を工期とする工事が多くを占め、春先から本格的に施工できる工事件数は十分と言えない状況です。

また一方で、実際の施工現場を担当する若手技術者の確保・育成が当業界の最大かつ喫緊の課題であり、これまでのいわゆる3K職場のイメージを払しょくし、休日を取得しやすいなど働きやすい環境づくりが必須となっており、こうした面からも、平準化の推進と適切な工期設定により効率的な施工体制を確立し、円滑な工事実施を実現する必要があります。

平準化の推進と適切な工期設定のため、以下の重点的な取組をお願いします。

(1) 債務負担行為の大幅な増額と平準化の推進

春先から施工可能な工事の必要量確保に向けて、国の交付金事業に対応するゼロ県債の大幅な増額をお願いします。また、それ以外の単独事業のゼロ県債や補助事業での二か年国債、ゼロ国債についても増額確保をお願いします。特に、建築工事等で降雪期前に完了する必要がある場合は、債務負担行為等の活用により、早期着手及び無理のない工期設定をお願いします。

また、特定の時期に発注が集中しすぎると技術者の配置が困難となりますので、通年での発注の平準化についても具体の目標を定めて取り組まれるようお願いします。

(2) 繰越制度のより柔軟な運用

やむを得ない事情により年度を超えて工期を延長する必要がある場合については、明許繰越制度のより柔軟な運用をお願いします。また、補正予算等で未契約繰越となり、年度を越えてから発注される場合など、発注者側の事情により明許繰越した工事について、占用物等の関係者調整や関連工事の遅れなど受注者の責以外の外部要因により工事が契約年度内に完了しないと見込まれる場合は、発注者の責任で事故繰越による対応を基本とするようお願いするとともに、事故繰越できない場合は、可能な限り早い時期に対処方針を示されるようお願いいたします。

(3) 「施工時期選択可能工事制度」の活用・拡充

県が昨年制度改正した「施工時期選択可能工事制度」については、まだ十分に活用されていないことから、冬期間（12月から3月）に発注される繰越予定の工事について積極的な活用をお願いします。

また、対象契約の金額の上限を引き上げて、一般競争入札を含む幅広い工事を対象とする、より使い勝手の良い制度への見直しをお願いします。

2 技術者に係る制度の見直し

(1) 現場代理人の兼任及び常駐免除の継続

公共投資の先行きが見通せない厳しい情勢が続いておりますが、高齢技術者の退職により慢性的な熟練技術者の不足は続いていくと予想され、また、今後は、7月の豪雨等に係る災害復旧関係工事の増加による繁忙も想定されることから、地域の安全を担う地元建設業者の受注機会を確保するため、現場代理人の兼任及び常駐義務の緩和に係る措置の適用を平成30年度以降も継続するようお願いいたします。

(2) 主任技術者等の配置期間の見直し

受注した工事の現場が完了した後の、工事の完成検査までの期間については、現在は、実態として主任（監理）技術者が拘束される扱いとなっておりますが、検査日までの間に予定されている他の入札参加希望案件への当該企業の参加が制限されることとなり、企業の受注計画に影響を与えることとなりますので、技術者を配置しなくともよいように見直しをお願いします。併せて、コリンズ登録も可能となるようお願いいたします。

また、工事の現場が完了した後で、変更設計のために工事中止をかけることがあります。その場合においても、技術者の拘束期間を可能な限り短くして頂くようお願いいたします。なお、工事中止期間（中止解除予定日）の明示を徹底するとともに、その間は技術者の配置を要しない旨を明示されるようお願いいたします。

(3) ME（メンテナンスエキスパート）新潟 資格の活用

我が国の公共構造物は、高度経済成長期に造られたものが多く、年数の経過から老朽化が進み、メンテナンスのニーズが高まっており、県内においてもそうした背景を踏まえて、橋梁などの公共施設のメンテナンスを担う技術者養成を目的として、産・学・官の関係機関により「インフラ再生技術者育成新潟地域協議会（任意団体、事務局：長岡技術科学大学）」が設立され、公共施設の点検、補修等に関する専門的な知識、技術を有する若手技術者の育成が進められています。

協議会では技術認定資格として「ME（メンテナンスエキスパート）新潟」を制度化

しており、現在、新潟市や糸魚川市では、橋梁点検の委託業務で活用され始めています。新潟県においても、「ME新潟」の認定資格を活用した維持系モデル工事を実施されるようお願いいたします。

3 総合評価落札方式の見直し

(1) 工事の安全に関する優良事業者表彰の受賞実績への加点評価

国土交通省北陸地方整備局では、受注者による自主的な安全衛生管理体制の整備と現場での安全対策の取組について、特に優良で他の模範となる受注者を「安全管理優良受注者」として表彰する「安全管理優良受注者表彰制度」を設け、工事関係者の更なる安全に対する意識の向上を図ることを目的に、総合評価落札方式の評価項目として加算評価がされています。

新潟県においても、同様に「安全管理優良企業表彰制度」を創設されるか、あるいは現在ある他機関の表彰制度を活用して、受賞実績を総合評価落札方式の企業評価項目として加点されるようお願いいたします。

※事業所を対象とした安全管理表彰制度の例

★国交省（北陸地方整備局）

・安全管理優良受注者表彰

★厚労省

・安全衛生に係る優良事業場大臣表彰（優良賞）、・安全確保対策局長表彰（奨励賞）

☆建設業労働災害防止協会

・安全衛生表彰（優良賞）

☆同協会新潟県支部

・安全優良事業場賞

☆新潟県労働基準協会連合会

・安全管理優良事業場表彰

(2) 工事成績点の評価に関する見直し

小規模工事においては、品質の「バラツキ」を評価できず工事点数が伸びないこと、また、維持工事においても同様に新設工事に比べ点数が伸びない傾向にあることは明らかですが、現在の総合評価落札方式の評価対象となる工事成績点は、土木一式等の工事種別毎の全工事の平均点となっており、小規模工事、維持工事の受注割合が多い企業ほど不利になります。個別の工事での工事成績評定の場合は、絶対評価という考え方が妥当と理解できますが、総合評価落札方式において適用する場合は、競争の公平性を保つ観点から、工事成績の取扱は、工事内容による分類（例えば、①新設・維持補修系の区分や、②道路・河川・海岸等の区分）を適切に行ったうえで、類似とみなせる工事種別（内容）ごとに行うよう、見直しをお願いいたします。

4 地域保全型工事の見直し

(1) 地域貢献地元企業の認定制度の見直し

地域保全型工事は、地域における雇用機会の創出や地域産業の活性化という観点も重要であることから、地域貢献地元企業の認定基準の中に、「地域（管内）に居住している者の雇用状況」を反映されるようお願いいたします。

(2) 地域保全型工事の二次下請の要件緩和

地域によっては、管内の二次下請企業の技術者不足により、管内で二次下請企業を調達できない場合もあることから、地域保全型工事の活用拡大のために、隣接する管内での調達についても認めるよう見直しをお願いします。

5 随意契約の上限額の引き上げ

指示書・随意契約ができる契約金額の限度額については、近年の設計労務単価や一般管理費の引き上げ、消費税率引き上げがまったく反映されていないので、指示書等による日常的な小規模工事や業務委託の執行において、これまでと比べ使いづらい状況が生じています。上限額を制約する根拠となっている地方自治法政令の改正による上限金額の引き上げについて、国に要望されるようお願いいたします。

6 設計労務費の見直し

(1) 設計労務単価の更なる引き上げ

5年連続の設計労務単価の引き上げは、建設企業の経営改善に大いに寄与していると思われ、関係者のご尽力に感謝しているところですが、残念ながら昨年度の建設業の利益率は下がるという結果が示されており、また、いまだ他産業に比べて労働者の年収が低い状況も続いています。若者が安心して建設業界に入職でき、業界として今後の担い手確保・育成を確実に進めるためには、経営基盤の強化を図る必要があり、設計労務単価の更なる引き上げをお願いします。

(2) 現場管理費における熱中症対策経費の計上

地球温暖化の影響もあってか、夏の暑さは年々厳しさを増すばかりであり、夏場の労働環境は降雪期の労働環境と同等といえます。工事現場においても過酷な作業環境となる日が増えており、現場では作業員を熱中症にさせないよう暑さ指数（WBGT）に基づく作業管理を行い、状況に応じて作業中断もしくは休憩時間を多くとるなど、安全管理面での配慮が必要であり、工事の生産性は上がりません。

また、一方で、建設業界の担い手確保の観点からも若者が働きやすいように労働環境を改善する事は重要です。

こうした状況をふまえて、夏場の労働環境改善につながるよう、予定価格設定時の現場管理費の算定においては、労務単価の冬季補正に準じた夏季補正の採用、又は、熱中症対策として必要な経費を別途積上げ計上するようお願いいたします。

7 働き方改革実現に向けた適正な諸経費の確保

建設業界の担い手となる若者から入職先として選択されるためには、建設業界が将来にわたって希望が持てる業界として、また個々の企業も健全な経営と発展が期待できる会社として認識してもらうこと、加えて、完全週休2日制に向けて若者が休日を取りやすい、働きやすいと感じる雇用環境を作り出すことが必要です。このためには、受注した工事において一定の利益を確保できることが不可欠であり、企業の経営基盤強化につながるよう、予定価格の設定における一般管理費等の諸経費の増額を国に働きかけるようお願いいたします。